

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月 29 日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第40号**

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>		<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>	
名 称	所管組織	名 称	所管組織
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		<u>胎内警察署</u>	
新潟県立幼稚園		(略)	新潟県立幼稚園
<u>新潟警察署</u>		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年 8 月 31 日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の平成29年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所において処理するものとする。

胎内警察署 新潟東警察署	新発田警察署 新潟警察署
-----------------	-----------------